

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月28日
【会社名】	ルネサスエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	Renesas Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 吳 文精
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	企業法務部長 橋口 幸武
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区豊洲三丁目2番24号
【電話番号】	03(6773)3000(代表)
【事務連絡者氏名】	企業法務部長 橋口 幸武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当

2019年度新株予約権第2号	153,615,000円
2019年度新株予約権第3号	0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2019年度新株予約権第2号	153,900,000円
2019年度新株予約権第3号	51,141,900円

(注)

1. 本募集は、平成31年3月25日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての目的で発行されることから、2019年度新株予約権第2号については、153,615,000円とし、2019年度新株予約権第3号については、金銭による払込みを要しないため、0円とします。また、2019年度新株予約権第2号に係る募集金額並びに2019年度新株予約権第2号及び2019年度新株予約権第3号に係る発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、有価証券届出書提出時の見込額(平成31年3月22日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。
3. 新株予約権の行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年3月25日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成31年3月28日に有価証券報告書及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、あわせてこれに関連する事項を訂正するため、加えて上記有価証券届出書の添付書類のうち、「2018年12月期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の業績の概要」を削除し、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
- 2 四半期報告書又は半期報告書
- 3 臨時報告書
- 4 訂正報告書

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成31年3月25日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

2018年12月期(2018年1月1日から2018年12月31日まで)の業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度第16期(自平成29年 1月 1日 至平成29年12月31日) 平成30年 3月29日関東財務局長に提出

(訂正後)

事業年度第17期(自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日) 平成31年 3月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

(1) 事業年度第17期第 1 四半期(自平成30年 1月 1日 至平成30年 3月31日) 平成30年 5月11日関東財務局長に提出

(2) 事業年度第17期第 2 四半期(自平成30年 4月 1日 至平成30年 6月30日) 平成30年 8月 3日関東財務局長に提出

(3) 事業年度第17期第 3 四半期(自平成30年 7月 1日 至平成30年 9月30日) 平成30年11月 2日関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成31年 3月25日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき平成30年 4月 2日に、関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき平成30年 4月 3日に、関東財務局長に提出

(3) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号並びに第 8 号の 2 の規定に基づき平成30年 9月11日に、関東財務局長に提出

(4) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づき平成30年 9月21日に、関東財務局長に提出

(5) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づき平成30年10月31日に、関東財務局長に提出

(6) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づき平成31年 2月19日に、関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年 3月28日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき平成31年 3月28日に、関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

(訂正前)

- (1) 訂正報告書(上記3(2)の臨時報告書の訂正報告書)を平成30年4月18日及び平成30年4月26日に、それぞれ関東財務局長に提出
- (2) 訂正報告書(上記3(3)の臨時報告書の訂正報告書)を平成31年2月15日に、関東財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第16期事業年度)並びに事業年度第17期第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成31年3月25日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成31年3月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第17期事業年度)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年3月28日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成31年3月28日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。